

別表（第5条関係）

姫路市内に居住する夫婦であることを証明する書類

種 別		証 明 書 類	
法律婚の場合	同一世帯の場合	<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員のもの） ・続柄の記載があるもの ・戸籍の筆頭者の記載があるもの	
	別世帯の場合	夫及び妻が日本国籍を有する場合	<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員のもの） ・続柄の記載があるもの ・姫路市内居住者のもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（抄本） ・夫婦両方が記載されたもの
		夫又は妻のいずれかが外国籍を有する場合	<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員のもの） ・続柄の記載があるもの ・姫路市内居住者のもの <input type="checkbox"/> 日本国籍を有するものの戸籍謄本（抄本） ・夫婦両方が記載されたもの
		夫及び妻が外国籍を有する場合	<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員のもの） ・続柄の記載があるもの ・姫路市内居住者のもの <input type="checkbox"/> 婚姻していることを証明する書類 ・外国語による書類の場合は日本語訳を添付
事実婚関係の場合		<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員のもの） ・両人の記載があるもの ・同一世帯でない場合は両人分が必要 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ・両人分が必要 <input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書（様式第3号）	